

南相馬市園芸作物集出荷団地整備事業運用機械自動化システム案選定プレゼンテーション実施要領

1 業務の名称

南相馬市園芸作物集出荷団地整備事業運用機械自動化システム案選定プレゼンテーション

2 業務概要

(1)目的

南相馬市園芸作物集出荷団地整備事業にあたり、本市が作成した「南相馬市園芸作物集出荷団地整備基本計画」及び「同基本設計」に基づいた運用機械自動化システム案を選定する。

(2)基本方針・基本事項

本市では、後述の趣旨、現状並びに対策から、本市農業において新たな付加価値を創造していくうえでの中心的な役割を担う施設（拠点）となるよう、卸売市場施設と集出荷貯蔵施設、農産物加工施設からなる「園芸作物集出荷団地」を整備するもの。その中核をなす卸売市場施設は、主に市内向けの農産物の供給を担う施設であり、周辺市町村の中小規模農業者も対象として集荷機能を強化するとともに、情報通信技術を活用した集荷・包装・保管・出荷等の管理を行う。

事業趣旨

農業者の経営の安定化と営農意欲の向上を図るため、生産・流通・販売等の各工程に付加価値をつけるための拠点施設を整備する。

農業の現状

農家数：H27 2,223 戸 R2 1,309 戸（41%減少）

60歳以上従事者：本市 84.1% 全国 79.9%

個人経営：H27 1,641 経営体 R2 741 経営体（55%減少）

団体経営：H27 23 経営体 R2 47 経営体（104%増加）

課題対策の方向性

- 農家数が5年間で41%減少しており、新規担い手の確保と高齢化に向けた魅力づくりと効率化対策が必要である。
- 流通段階の高効率化から、農業従事者の省力化を図り、農業の魅力をさらに向上させる取組と情報発信が必要である。
- 現状を把握の上、優れたマテリアル・ハンドリングに基づくマテハン機器やロボットを備えた流通拠点を整備する必要がある。
- 中小規模農家の所得向上には、販路に直結する卸売市場施設の整備が必要である。

(3)業務内容

卸売市場施設、集出荷貯蔵施設並びに農産物加工施設からなる「園芸作物集出荷団地建築3施設」内の運用機械自動化システム（物流システム、マテハン機器、ロボット、選別（検査）機器、包装機器及び農産物加工機械）の提案。

(4)計画条件・概要等

南相馬市園芸作物集出荷団地整備基本計画並びに基本設計(令和4年2月策定)による。
以下に示す整備事業の機械システム及びマテハン機器・ロボット設置案を求める。

A棟：集出荷貯蔵施設（共選場）

- ・長ネギ処理調整・梱包・出荷システム（別添1参照）
- ・ブロッコリー処理調整・氷詰梱包・出荷システム（別添1参照）
- ・製品予冷库システム（10、5及び0の3タイプ室）
- ・次亜塩素酸脱臭システム

施設の大きさについては、「南相馬市園芸作物集出荷団地整備基本設計」による。

B棟：農産物加工施設

- ・前処理室（洗浄、皮むき、定寸切、4つ割り機等）
- ・玉ねぎ室（皮むき機、洗浄機等）
- ・容器洗浄室（連続式容器洗浄機、ボイラー等）
- ・ごみ処理室（生ごみ処理機等）
- ・カット室（各野菜別スライサー、カッター、千切り機、笹切り機、野菜洗浄機、ブローシンク、パススルー冷蔵庫等）
- ・包装室（真空包装機、金属検出器、X線異物検査機、自動給袋機等）
- ・冷凍包装室（真空包装機等）
- ・フリーズドライ・パウダー室（フリーズドライ・パウダー機）
- ・農産物処理前冷蔵庫システム
- ・商品処理後冷蔵庫システム
- ・冷凍庫システム
- ・その他の付帯設備

別添2に記載の機種を参考とし、同等品以上を提案するものとする。

なお、別添2に記載の機種は参考例であるため、他メーカーや他型式での提案でも可とし、審査において不利になるものではない。別添2に型式の記載がない機器とシステムについては、知見により最適な提案を求めるもの。

施設の大きさについては、「南相馬市園芸作物集出荷団地整備基本設計」による。

C棟：卸売市場施設

- ・農産物入荷管理用移動ラックシステム（保管・荷揃え）
- ・農産物放射線量検査システム
- ・電子タグ利用入出荷・検品・値入システム
- ・集荷作物ピッキング・袋詰め・包装システム（商品毎へのタグ付け）
- ・商品出荷管理用移動ラックシステム（競り値書き入れシステム含）

- ・包装梱包済み農産物商品集荷・競り場への搬送システム
- ・パレット保管自動冷蔵倉庫システム（旅物及び大量入荷地場産物用100パレット分）
- ・搬入用タグ付折りコン管理システム（生産農家用）
- ・搬出用リース折りコン管理システム
- ・集出荷・競り情報連絡システム

別添3に記載の取扱量及び梱包形態を考慮した提案とすること。

施設の大きさについては、「南相馬市園芸作物集出荷団地整備基本設計」による。

(5) 限度額

運用機械自動化システム案の概算額は、設計費（消費税及び地方消費税込み）で40,000,000円及び製作・設置工事費（消費税及び地方消費税込み）で1,033,000,000円以下とすること。

(6) スケジュール

選定に係るスケジュールは、次の日程で行う。

項目	手続等	日程
1	実施要領等の公表	令和4年3月31日(木)から 令和4年4月11日(月)午後4時まで
2	参加表明書提出期限	令和4年4月15日(金)午後4時(必着)
3	質問書受付	令和4年4月1日(月) からに4月18日(月)正午まで
4	質問書回答	質問受付から順次回答し、最終は令和4年4月19日(火)午後4時までに行う。
5	技術提案等提出期限	令和4年4月22日(金)午後4時必着
6	技術提案ヒアリング審査 (プレゼンテーション審査)	令和4年4月25日午後1時から実施 (発表時間20分、質疑時間20分程度)
7	審査結果通知	令和4年4月26日(火)に通知

(7) 想定規模（下屋・庇部を含む面積）

A棟-集出荷貯蔵施設：約2,925㎡

B棟-農産物加工施設：約796㎡

C棟-卸売市場施設：約1,561㎡

3 提出及び問合せ先

南相馬市 経済部 農政課 農業施設整備係

〒979-2195 南相馬市小高区本町 2-78

電話番号：0 2 4 4 - 4 4 - 6 8 0 9

FAX 番号：0 2 4 4 - 4 4 - 6 0 4 7

電子メールアドレス：nosei@city.minamisoma.lg.jp

4 選定方法

(a)方式

公募型プレゼンテーション評価方式とする。

(b)参加資格要件

本プレゼンテーションに参加できる者は、次の項目を厳守している者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法(平成年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 本プロポーザル公告日時点で、南相馬市指名競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4)実績等

ア．平成 23 年 4 月 1 日以降に、農業施設、食品加工施設及び青果物卸売施設の運用機械自動化システム(マテハン・ロボット)を元請で受注し完了した実績がある者であること。

イ．平成 23 年 4 月 1 日以降に、国土交通省告示第 98 号(令和元年 10 月改定)別添二の第 1 号(物流施設)及び第 2 号(生産施設)の類型・用途の建築物での運用機械の自動化システムを元請で受注し完了した実績を有すること。

(c)プレゼンテーション審査委員会

プレゼンテーションによる選定を厳正かつ公平に行うため、次の委員で構成する「南相馬市園芸作物集出荷団地整備事業運用機械自動化システム案審査委員会」を設置する。

構成員：市経済部理事、経済部長、経済部農政課長、施設整備担当課長及び農業再生担当課長

(d)評価基準

別紙「南相馬市園芸作物集出荷団地整備事業運用機械自動化システム案選定評価基準書」のとおり。

5 提出書類について

下記の様式を南相馬市ホームページよりダウンロードして用いること。

様式 1	(質問書)	A 4 版 1 部	電子メールで 4 月 18 日まで順次受付
様式 2	(参加表明書)	A 4 版 1 部	郵送または持参で 4 月 15 日午後 4 時必着
様式 3	(会社概要・実績書)	A 4 版 1 部	郵送または持参で 4 月 15 日午後 4 時必着
様式 4	(技術提案提出書)	A 4 版 8 部	郵送または持参で 4 月 22 日午後 4 時必着

様式 5	(実施方針・手順等)	A 3 版 8 部	郵送または持参で 4 月 22 日午後 4 時必着
様式 6	(課題に対する提案)	A 3 版 8 部	郵送または持参で 4 月 22 日午後 4 時必着
様式 7	(業務概算書)	A 3 版 8 部	郵送または持参で 4 月 22 日午後 4 時必着

6 技術提案書の内容について

- (1) 様式 5 に記載する「実施方針・手順等」は業務の理解度及び取組意欲等について、「取組体制・人員配置・配慮事項」は業務への取組体制や担当チームの特徴及び設計上特に配慮する事項について記載する。
- (2) 様式 6 「課題に対する提案」に記載する課題は、次による。
- 課題 1：A 棟（集出荷貯蔵施設）の運用機械具現案を示し、納入された園芸作物の品質や新鮮さを確保する創意工夫点や農産物生産者と施設で働く方々への利点を提示する。
- 課題 2：B 棟（農産物加工施設）の運用機械具現案を示し、加工する園芸作物の品質や新鮮や衛生を確保する創意工夫点や農産物生産者と加工業者及び消費者への利点を提示する。
- 課題 3：C 棟（卸売市場施設）の運用機械自動化システム（物流システム、マテハン機器、ロボット、選別（検査）機器、包装機器）の具現案を示し、農産物生産者や施設関係者の負担軽減と利便性を確保する創意工夫と導入する利点を提示する。
- 課題 4：各案の持続可能性及びライフサイクルコスト低減の留意点と地域における社会資本整備を支える企業の確保と維持管理の技術課題に対応する方策を提示する。
- 課題 5：その他として、「南相馬市園芸作物集出荷団地」全体に対する提言等があれば記載すること。

7 選定方針について

全応募者からのプレゼンテーションと審査委員との質疑応答によるヒアリングを行い、評価基準に則り最優秀な提案を選定する。選定された提案は、令和 4 年度 10 月に発注予定である施設の建築実施設計における設計条件として組み入れる（設計発注は指名競争入札とする）。

8 ヒアリング審査について

(1) 日時及び場所

令和 4 年 4 月 25 日午後 1 時から、場所は小高区役所とする。

(2) 方法

ヒアリングは非公開とする。

ヒアリングの際は、自己のヒアリング出席時間以外の入室(傍聴)は認めない。

ヒアリング(パソコン操作を含む)は最大 6 名の参加とする。

ヒアリングにより求める内容は、提出された書類の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。

ヒアリングにおいては、提出書類以外の説明用書類(模型等も含む)の使用は認めない。

説明においては、提出書類はパワーポイントを用いて説明することが出来、その内容は提案書に記載の内容に限ることとする。なお、内容を分割して表現しても構わない。

新型コロナウイルス感染症対策として、ヒアリングを WEB 会議方式で実施する場合があります、実施方法については技術提案等提出時に通知する。

9 失格

次の事項の一つに該当するときは、失格とする。

- (1) 定められた提出期限、提出場所、提出方法に適合しないとき。
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (5) 許容された表現方法以外の方法が用いられているとき。
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (7) 審査委員の審査に影響を及ぼす接触等を行ったとき。
- (8) その他、本要領に違反すると認められるとき。

10 その他

- (1) 参加表明書の参加資格審査により、技術提案書の提出者として指名された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できない。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 技術提案書に記載された内容は、各施設の実施設計委託業務発注時の設計条件として使用するため、指名競争入札参加者には提示される。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は、返還しない。
- (7) 提出された参加表明書及び技術提案書は、審査以外の目的で無断使用しない。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (9) 技術提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性の観点から市ホームページ等で公表することがある。
- (10) 他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- (11) 本プレゼンテーションは、参加グループが1者であっても成立する。
- (12) 参加表明時審査により、技術提案書の提出者として指名された旨の通知を受けた者がこれを辞退する場合は、辞退届(様式8)を提出すること(技術提案書提出締切前日の16時までに事務局必着)。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の本市の業務発注等に不利益を被ることはない。
- (13) 本件業務の実施において、市の要請に応じて来庁し対応できる体制を備えていること。

(14)代表企業及び構成企業は、やむを得ない場合を除き、提出書類に記載された者から変更することはできない。